

# 倫理規定

山口県小学生バレーボール連盟

## 1 目的

この規定は、山口県小学生バレーボール連盟（以下県小連）全ての役員並びに全てのチーム関係者が、その責務に反して、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることの無いよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起することを目的とする。

## 2 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- 1) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為などを行うこと。
- 2) 小連役員及び他チーム関係者等への品位または名誉を著しく傷つけること。
- 3) 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして勧誘、強要すること。
- 4) その他、スポーツマン精神に反する行為を行うこと。

## 3 処分規定

2の禁止事項に違反した場合、役職等の除名あるいは永久もしくは一定期間の停止などの処分を行う。

## 4 処分の手続き

処分は、所定の事故発生報告書を受け、県小連倫理委員会が調査及び当事者からの説明、弁明の結果、関係機関等の意見をもって倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日小連と協議するとともに理事会に報告する。

## 5 倫理委員会

委員長 県小連会長

副委員長 県小連副会長・理事長

委員 県小連総務委員長、競技委員長、審判委員長、指導普及強化委員長

## 6 事故発生報告書の受理

倫理委員会への事故発生報告書の受付日によって受理する。

## 7 その他

付則については、必要に応じて別に定める。

付 則 この規定は、平成21年4月11日より施行する。